

## 春日部市立ふじ学園条例の一部を改正する条例

春日部市立ふじ学園条例（平成17年条例第93号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、<u>障害のある児童に対し日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を行うこと並びに心身の発達に遅れ又は心配があると思われる児童に対し発達の支援を図る</u>ことを目的として、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定に基づき、児童発達支援センター（以下「学園」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、<u>知的障害のある児童を、日々保護者のもとから通わせ保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える</u>ことを目的として、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定に基づき、児童発達支援センター（以下「学園」という。）を設置する。</p>

### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。